

令和5年度資源回収説明会

環境部清掃リサイクル課
令和6年度2月25日（日）



目次

- 資源回収とは
- 登録申請について
- 報償金の請求・支払いについて
- 特別報償金について
- 補償制度について
- 回収実績の報告
- 質疑応答

資源回収とは

①自治会、こども会、PTA などの各団体が、家庭から出る資源物を持ち寄り、資源回収業者に引き渡す**自主的な資源リサイクル活動**のこと。

②ごみの減量や資源の有効利用の推進だけでなく、地域コミュニティづくりや物を大切にすることを育てることに寄与。

③青梅市では、**回収量に応じた報償金**を交付しており、この報償金は各団体の活動費へ。

同時に、資源物を回収する資源回収業者にも助成金を交付し、地域内で資源物が引き取られやすい仕組みを支援。

対象品目と単価

品目	単価（1kgあたり）
新聞	9円
雑誌・雑紙	13円
紙パック	13円
ダンボール	11円
繊維類	11円
くず鉄類	8円
アルミ	20円
1. 8Lびん	16円
ビールびん (633ml以上)	16円
その他のびん	15円

登録申請について

報償金を申請するためには毎年度登録が必要です

団体資格：営利を目的としない10人以上の住民で構成されていること

必要事項：集める品目 代表者 取引口座 集積場所
回収業者 予定回数



提出書類

単独団体	親団体	子団体
団体登録申請書	団体登録申請書	団体登録申請書
実施計画書	実施計画書	
委任状 (口座関係)	委任状 (口座関係)	委任状 (親子・口座関係)

提出期限：令和6年4月15日（月）まで

なお、4月上旬に資源回収を実施する予定の団体は早めのご提出をお願いいたします。登録申請前に報償金の請求をいただいた場合、**登録申請をいただ**
いてからのお支払いとなります。

登録申請時の注意点

■代表者

組織の代表 = 会長、理事長、代表 等

※団体内の資源回収を担当する方ではありません。

■口座の名義

個人名義の口座には振り込めません！

××銀行 普通 1234567 青梅子供会 会計 環境美化子 ⇒ ○

××銀行 普通 1234567 青梅子供会 ⇒ ○

××銀行 普通 1234567 環境美化子 ⇒ ✕

報償金の請求について

資源回収の実施

STEP 1

実績報告書兼請求書および仕切り伝票を作成

STEP 2

清掃リサイクル課・市民センターへ提出

STEP 3

審査・交付決定

STEP 4

報償金支払通知書の受領

報償金の交付

実績報告書兼請求書の書き方

様式第3号（第5項関係）

年 月 日

← 実際の提出日

青 梅 市 長 殿

実 績 報 告 書 兼 請 求 書

青梅市資源再利用推進報償金交付要綱第5項にもとづく廃棄物の収集および売却についての実績を、添付した廃棄物取引伝票のとおり報告するとともに、同要綱第4項に掲げる額を請求する。

¥ 報償金額（訂正不可）

実施団体コード 99999
住 所 青梅市東青梅1-11-1
実施団体名 青梅自治会
代表者氏名 会長 青梅 太郎

←
青梅

・代表者氏名には肩書を必ず記入

・団体の代表者の印鑑を押印
例)

・私印の場合

青梅自治会

会長 青梅 太郎

青梅

・会長印等の場合

青梅自治会

会長 青梅 太郎

青梅自治会
長之印

- ※印鑑は朱肉を使う印で押してください。スタンプ印は不可です。
- ※修正液の使用はできません。訂正の際は、代表者の印で訂正してください。
- ※報償金額の計算は別紙「青梅市資源再利用推進報償金計算シート」をご活用ください。
- ※空欄等がある場合は受理できませんのでご注意ください。

仕切伝票について

※資源回収を実施した後、買い取り業者から受け取ってください。

青梅市資源回収仕切伝票

団体番号 _____ 住所 _____
 団体名 _____ 商号 _____
 _____ 様 氏名 _____ 印

実施日 平成 年 月 日

合計金額 円

紙別	品名	区分	数量	単価	金額	合計数量
占紙・ 織雑類	新聞紙		kg	円	円	kg
	雑誌		kg	円	円	
	ダンボール		kg	円	円	
	紙パック		kg	円	円	
	ボロ		kg	円	円	
空 び ん 類	酒・ショウ油ビン(1.8l)白		kg	円	円	kg
	〃 (〃)茶		kg	円	円	
	〃 (〃)青		kg	円	円	
	ビールビン(大633ml)		kg	円	円	
	コーラ・ジュース・サイダービン		kg	円	円	
			kg	円	円	
く ず 鉄 類	カレット		kg	円	円	kg
	鉄くず		kg	円	円	
	スチール缶		kg	円	円	
	アルミ		kg	円	円	
	アルミ缶		kg	円	円	
			kg	円	円	
	プラスチックケース		箱	円	円	箱

4-4 ■ 団体→市役所

★受け取る際、団体コード、団体名、
回収内容（点線囲み部分）をよくご確
認ください。

★2枚つづりになっていきますので、
「**団体→市役所**」と書いてある紙
(左下には**4-4**と記載)を実績報告
書兼請求書と一緒に提出してください。

報償金の請求について

■実績報告書兼請求書の提出時期

区分	資源回収実施日	提出書類受付期間
第1四半期	令和6年4月1日～6月30日	令和6年7月1日～16日
第2四半期	令和6年7月1日～9月30日	令和6年10月1日～15日
第3四半期	令和6年10月1日～12月31日	令和7年1月6日～17日
第4四半期	令和7年1月1日～3月31日	令和7年4月1日～15日

■提出・受付場所

受付場所	受付内容
清掃リサイクル課 (市役所5階)	<ul style="list-style-type: none">提出書類の提出提出書類の記入方法や報償金額の計算等の問合せ
市民センター	<ul style="list-style-type: none">提出書類の受付のみ

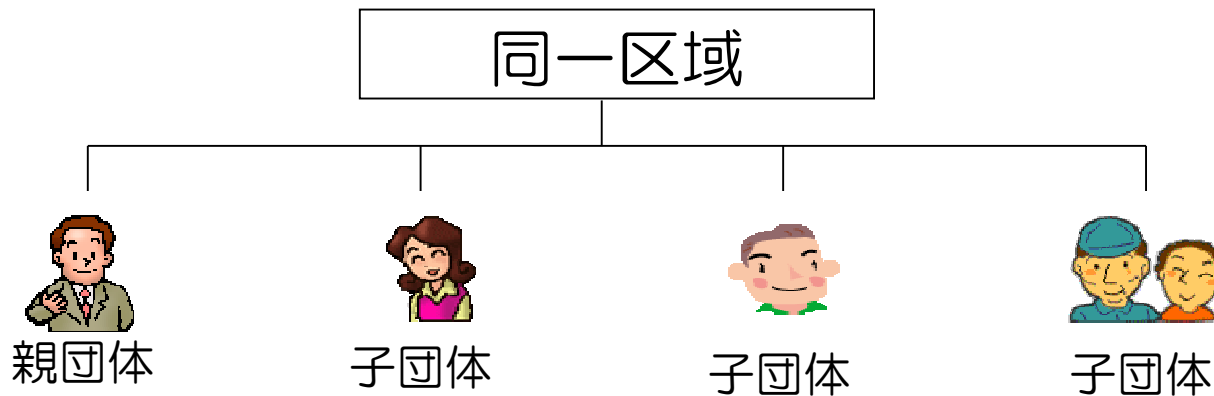
※提出受付期間に間に合わない場合は、清掃リサイクル課にご相談ください。

特別報償金について

■対象と支払割合

一年度の実施回数	支給割合
10回	報償金総額×10%
11回	報償金総額×10%
12回	報償金総額×12%

■親団体と子団体



※対象となる（親）団体の代表者あてに、支給額が決定次第通知を発送しますので、同封されている請求書を提出してください。

事故等への補償制度について

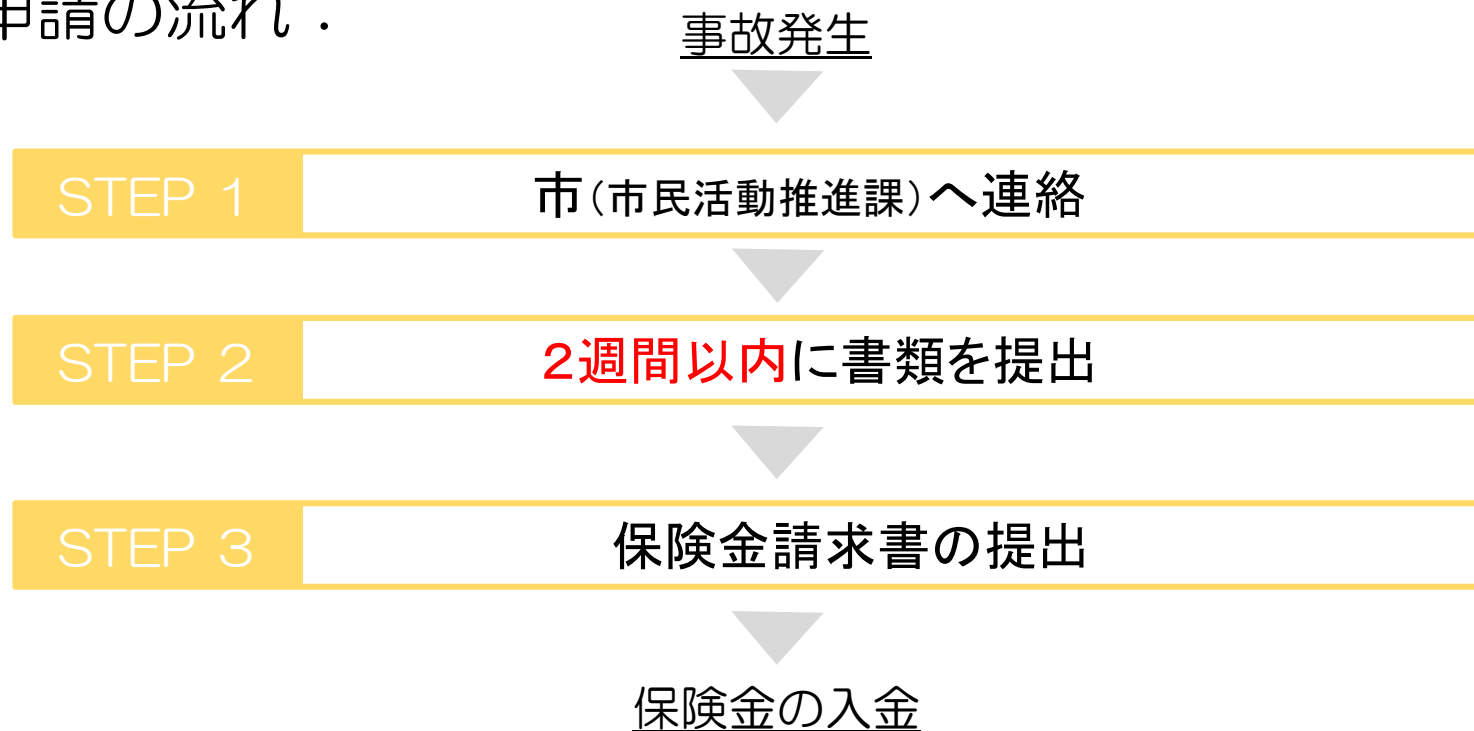
■ 青梅市市民活動災害補償制度

補償内容：活動中の怪我などへの補償

補償対象：市民活動の指導者・参加者等
自治会活動の参加者

担当課：市民活動推進課

申請の流れ：



事故等への補償制度について

■ 青梅市資源回収自動車事故補助金制度

補償内容：活動中の交通事故に対する補償

補償対象：資源回収団体

担当課：**清掃リサイクル課**

申請の流れ：

事故発生

STEP 1

警察へ通報

STEP 2

市(清掃リサイクル課)へ連絡

STEP 3

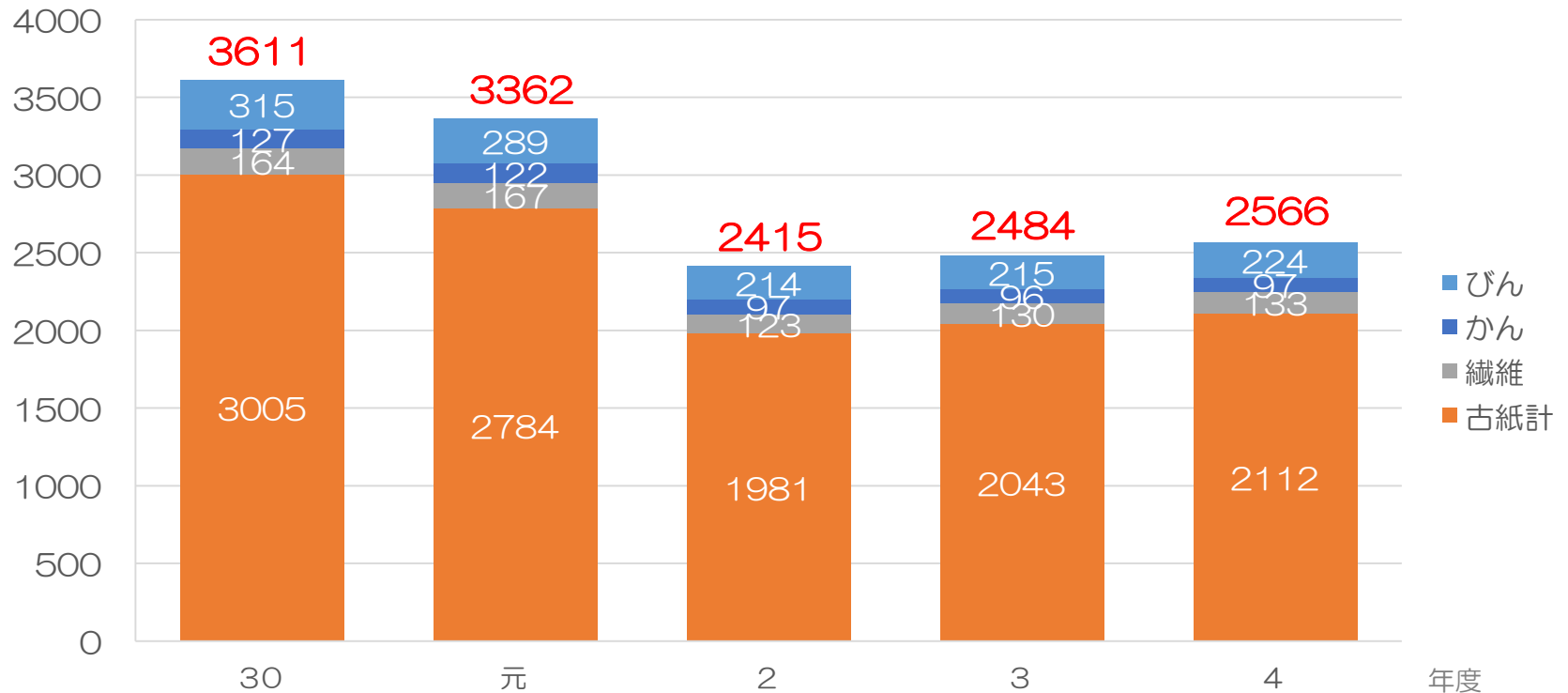
必要書類(事故証明や写真、保険証書等)の提出

補助金の交付

青梅市の資源回収の状況

過去5年間の回収量推移（集団回収）

単位：t



※びん類には、酒・しょうゆ瓶、ビールびん、その他のびんを含みます。
※かん類には、くず鉄類とアルミを含みます。

令和4年度資源回収量実績

区 分	集 団 回 収 量	行 政 回 収 量
古 紙 類	2, 1 1 2 ^ト	2, 8 3 6 ^ト
繊 維 類	1 3 3 ^ト	6 4 0 ^ト
び ん 類	2 2 4 ^ト	6 8 0 ^ト
か ん 類	9 7 ^ト	3 1 5 ^ト
合 計	2, 5 6 6 ^ト	4, 4 7 1 ^ト

※びん類には、酒・しょうゆ瓶、ビールびん、その他のびんを含みます。
※かん類には、くず鉄類とアルミを含みます。

資源回収に関する連絡先

青梅市環境部清掃リサイクル課 ごみ減量推進係

〒198-8701

青梅市東青梅1-11-1 青梅市役所5階

電話番号 0428-22-1111
(内線2512)